

お詫びと訂正

弊社刊行の『2015 精神保健福祉士国家試験過去問解説集 第14回—第16回全問完全解説』の本文中、以下の箇所にご迷惑がございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2015年1月19日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
136 頁	選択肢 5 の解説文	<u>障害児を含む児童に対する虐待を防止するための必要な措置を講ずるのは、国および地方公共団体の責務である（児童虐待防止法第4条）。小学校や中学校の長に、教職員や児童、生徒に対して、就学する障害児に対する虐待を防止するための必要な措置を講ずることは、義務づけられてはいない。</u>	<u>児童虐待防止法では、国および地方公共団体が、児童虐待防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない旨を規定している（同法第4条）。なお、小学校や中学校などの学校の長に、就学する障害者に対する虐待を防止するために必要な措置を講ずる旨を義務づけているのは、障害者虐待防止法である（同法第29条）。</u>	2014/09/12 更新
139 頁	選択肢 5 の解説文	利用者 と 保育所との直接契約ではなく、 <u>市町村の関与がある。「契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約」とする旨が、<u>児童福祉法第24条に規定されている。</u></u>	利用者 と 保育所との直接契約ではなく、 <u>利用者と市町村との利用契約である。なお、子ども・子育て関連三法の施行（平成27年度目途）により、「市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約」とする旨が、<u>児童福祉法に規定される。</u></u>	2014/09/25 更新
166 頁	選択肢 2 の解説文 3～4 行目	2006（平成18）年～2011（平成23）年は1.3%台であった。1.4%台は、	2006（平成18）年～2011（平成23）年は1.3台であった。1.4台は、1.43	2014/09/12 更新

		1.43%であった1996（平成8）年以来である。	であった1996（平成8）年以来である。	
177 頁	選択肢 5 の 1 行目	<u>介護給費</u> の支給決定は、	<u>介護給付費</u> の支給決定は、	
188 頁	Point の 1 行目	被保護者の <u>義務</u> として	被保護者の <u>権利</u> として	
207 頁	選択肢 3 の解説文 1 行目	<u>任意後見人</u> は	<u>任意後見監督人</u> は	
321 頁	選択肢 3 の解説文 3 行目	<u>社会問題</u> に向けられた	<u>社会的問題</u> に向けられた	
471 頁	選択肢 4 の解説文 1 行目、3 行目	<u>緑内障</u>	<u>緑内障</u>	2015/01/19 更新